

第四百十二回 参議院農林水産委員会會議録第十三号

平成十年五月十四日(木曜日)
午後零時五十九分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

鈴木 正孝君
阿曾田 清君

補欠選任

青木 幹雄君
木暮 山人君

四月三十日

辞任

釜本 邦茂君
今泉 昭君
角田 義一君
谷本 魏君
木暮 山人君

補欠選任

上杉 光弘君
一井 淳治君
北澤 俊美君
大瀧 絹子君
阿曾田 清君

五月一日

辞任

上杉 光弘君
大瀧 絹子君

補欠選任

井上 吉夫君
谷本 魏君

五月十一日

辞任

和田 洋子君

補欠選任

釘宮 磐君

五月十二日

辞任

釘宮 磐君

補欠選任

和田 洋子君

五月十三日

辞任

風間 昶君

補欠選任

木庭健太郎君

五月十四日

辞任

一井 淳治君
北澤 俊美君

補欠選任

足立 良平君
菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

松谷蒼一郎君

理事

委員

岩水 浩美君

真島 一男君

三浦 一水君

和田 洋子君

村沢 牧君

井上 吉夫君

大野つや子君

国井 正幸君

長峯 基君

足立 良平君

菅野 久光君

木庭健太郎君

統 訓弘君

谷本 魏君

須藤美也子君

阿曾田 清君

島袋 宗康君

石井 一二君

島村 宜伸君

高木 賢君

鈴木 威男君

國務大臣

政府委員

農林水産大臣

農林水産省農産園芸局長

事務局側

常任委員会専門員

本日會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○種苗法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十八日、鈴木正孝君が委員を辞任され、その補欠として青木幹雄君が選任されました。

また、同日、今泉昭君、角田義一君及び釜本邦茂君が委員を辞任され、その補欠として一井淳治君、北澤俊美君及び上杉光弘君が選任されました。

また、去る一日、上杉光弘君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君が選任されました。

また、昨日、風間昶君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君が選任されました。

また、本日、一井淳治君及び北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として足立良平君及び菅野久光君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松谷蒼一郎君) 御異議ないと認めま

す。それでは、理事に和田洋子君を指名いたします。

○委員長(松谷蒼一郎君) 種苗法案を議題といた

します。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。島

村農林水産大臣。

○國務大臣(島村宜伸君) 種苗法案につきまし

て、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し

上げます。

現行種苗法は、種苗が農林水産物の生産に不可

欠な基礎的生産資材であることにかんがみ、種苗

流通の適正化と優良な新品種の育成の振興を図る

ため、指定種苗の表示に関する制度及び品種登録

に関する制度を定めたものであります。

中でも、品種登録制度は、我が国も昭和五十七

年に締結した植物の新品種の保護に関する国際条

約の内容に対応した制度であり、これまで新品種

の出願件数、登録件数ともに増加し、世界的にも

高い水準に達しているなど、我が国の育種の振興に大

きな役割を果たしているところであります。

世界の情勢を見ましても、新品種の育成と育成

者の権利の強化は各国共通の重要課題と認識され

ており、平成三年には、植物の新品種育成者の権

利をより適切に保護し、育種の一層の振興を図る

ため、従来の条約が改正されました。

この改正条約締結の承認案件は今国会に別途提

出されておりますが、この条約に対応し、国際的

に調和のとれた形で育成者の権利を保護すること

により、我が国における育種振興の基盤の強化を

図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

第一に、品種登録制度の対象とする植物の範囲

を拡大することです。現在、四百六十七種

類の植物を保護の対象として指定しております

が、この対象を拡大し、栽培される植物について

広く保護の対象とすることとしております。

第二に、育成者の権利を強化することでありま

す。育成者の権利を法律上明確に育成者権として

規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、

従来の種苗の有償譲渡等の行為から種苗の生産、

譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしており

ます。また、登録品種のわずかな特性のみを変化

させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶ

とすることとしております。

第三に、育成者の権利を強化することでありま

す。育成者の権利を法律上明確に育成者権として

規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、

従来の種苗の有償譲渡等の行為から種苗の生産、

譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしており

ます。また、登録品種のわずかな特性のみを変化

させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶ

とすることとしております。

第四に、育成者の権利を強化することでありま

す。育成者の権利を法律上明確に育成者権として

規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、

従来の種苗の有償譲渡等の行為から種苗の生産、

譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしており

ます。また、登録品種のわずかな特性のみを変化

させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶ

とすることとしております。

第五に、育成者の権利を強化することでありま

す。育成者の権利を法律上明確に育成者権として

規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、

従来の種苗の有償譲渡等の行為から種苗の生産、

譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしており

ます。また、登録品種のわずかな特性のみを変化

させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶ

とすることとしております。

第六に、育成者の権利を強化することでありま

す。育成者の権利を法律上明確に育成者権として

規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、

従来の種苗の有償譲渡等の行為から種苗の生産、

譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしており

ます。また、登録品種のわずかな特性のみを変化

こととしております。なお、農業者の行う自家増殖については、一定の場合を除き、権利の効力が及ばないこととしております。

第三に、出願公表及び仮保護の制度を導入することであり、品種登録出願があつた場合には、その内容を公示して出願公表を行うとともに、出願公表から登録までの間の出願品種等の利用に対し、出願者が警告をしたときは、品種登録後に補償金を請求することができる仮保護の制度を設けることとしております。

第四に、権利の存続期間を延長することであり、従来、原則として十五年、果樹等の永年性植物については十八年とされていたものを、それぞれ二十年及び二十五年に延長することとしております。

以上のほか、出願料・登録料の改定、品種登録簿の閲覧等に関する規定の新設その他所要の規定を整備することとしております。なお、指定品種制度については現行制度と同様の規定により、引き続き種苗流通の適正化を図っていくこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松谷重一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、種苗法案

種苗法案

種苗法

種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願(第三

条―第十二条)

第二節 出願公表(第十三条・第十四条)

第三節 審査(第十五条―第十八条)

第四節 育成者権(第十九条―第三十二条)

第五節 権利侵害(第三十三条―第三十七条)

第六節 品種登録の維持及び取消し(第三十八

条―第四十二条)

第七節 雑則(第四十三条―第四十八条)

第三章 指定種苗(第四十九条―第五十五条)

第四章 罰則(第五十六条―第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、した類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)の全部又は一部によつて他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3 この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の

申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為
二 その品種の種苗を用いることにより得られる収獲物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかつた場合に限る。)

5 この法律において「指定種苗」とは、種苗(林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、胞子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願

(品種登録の要件)

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。)をした者又はその承継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることができる。

一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によつて明確に区別されること。

二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

品種登録出願又は外国に対する品種登録出願

に相当する出願に係る品種につき品種の育成に關する保護が認められた場合には、その品種は、出願時において公然知られた品種に該当するに至つたものとみなす。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 一の出願品種につき一でないとき。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に關する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

四 出願品種に關し誤認を生じ、又はその識別に關し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前一号に掲げる場合を除く。)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収獲物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼつた日以前に、外国において当該品種登録出願の日から四年(永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年)さかのぼつた日以前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願品種の属する農林水産植物の種類

三 出願品種の名称

四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所

は居所

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3 育成者が二人以上あるときは、これらの者が共同して品種登録出願をしなければならない。

(出願料)
第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、出願者が国であるときは、適用しない。

3 第一項の出願料は、国と国以外の者が共同して品種登録出願をする場合であつて、品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める出願料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した出願料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(出願者の名義の変更)

第七条 出願者の名義は、変更することができる。

2 出願者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 出願者について相続その他の一般承継による名義の変更があつたときは、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員（以下「従業者」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等が育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

第九部

農林水産委員会会議録第十三号

平成十年五月十四日【参議院】

者等」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等が育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等が育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

3 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常利用権を有する。

(先願)

第九条 同一の品種又は特性により明確に区別されない品種について二以上の品種登録出願があつたときは、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

2 品種登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、その品種登録出願は、前項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

3 育成者でない者がした品種登録出願は、第一

項の規定の適用については、品種登録出願でないものとみなす。

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他の育成者権に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国（以下「締約国」という。）又は同条約を締結している政府機関（以下「政府機関」という。）の構成国（以下「締約国等」と総称する。）である場合

二 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国（同条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合（前二号に掲げる場合を除く。）

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が育成者権その他の育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合（前二号に掲げる場合を除く。）

合を除く。）

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 締約国、政府機関又は同盟国に対する品種登録出願に相当する出願（以下「締約国出願」と総称する。）をした者又はその承継人日本国民、締約国等若しくは同盟国に属する者又は日本国民、締約国等若しくは同盟国に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する者に限る。）締約国出願のうち最先の出願をした日（以下「締約国出願日」という。）の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

二 前条第三号に規定する国であつて日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの（締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。）に対する品種登録出願に相当する出願（以下「特定国出願」という。）をした者又はその承継人（日本国民又は当該特定国に属する者に限る。）特定国出願のうち最先の出願（当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願）をした日（以下「特定国出願日」という。）の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 出願者が前項の規定により優先権を主張した場合には、締約国出願日又は特定国出願日から品種登録出願をした日までの間にされた当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、当該品種登録出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

(品種登録出願の補正)

第十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
- 二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その品種登録出願を却下することができる。

第二節 出願公表

(出願公表)

- 第十三条 農林水産大臣は、品種登録出願を受理したとき（前条第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われたとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

- 一 品種登録出願の番号及び年月日
- 二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 出願品種の属する農林水産植物の種類
- 四 出願品種の名称
- 五 出願公表の年月日

- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならない。（出願公表の効果等）

- 第十四条 出願者は、出願公表があつた後に、出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後品種登録前にその出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種を業として利用した者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合にその利用に對し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公表に係る出願品種（当該

出願品種と特性により明確に区別されない品種及び当該出願品種が品種登録された場合に同項各号に該当することとなる品種を含む。以下この条において同じ。）であることを知つて品種登録前にその出願品種を業として利用した者に対しては、同様とする。

- 2 前項の規定による請求権は、品種登録があつた後でなければ、行使することができない。
- 3 第一項の規定による請求権の行使は、育成者権の行使を妨げない。

- 4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十二条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

- 5 第三十六条並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条及び第七百二十四条の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が品種登録前に当該品種登録出願に係る出願品種の利用の事実及びその利用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人が損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「品種登録ノ日」と読み替へるものとする。

第三節 審査

(出願品種の審査)

- 第十五条 農林水産大臣は、出願者に対し、出願品種の審査のために必要な出願品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を命ずることができる。

- 2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査又は栽培試験を

行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。（名称の変更命令）

- 第十六条 農林水産大臣は、出願品種の名称が第四十条第一項各号のいずれかに該当するときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名称に変更すべきことを命ずることができる。

- 2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、前項の規定により名称が変更されたときは、その旨を公示しなければならない。（品種登録出願の拒絶）

- 第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

- 一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十五条の規定により、品種登録をすることができないものであるとき。

- 二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項の規定による現地調査を拒み、又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(品種登録)

- 第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

- 2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を

記載してするものとする。

- 一 品種登録の番号及び年月日
- 二 品種の属する農林水産植物の種類
- 三 品種の名称
- 四 品種の特性

- 五 育成者権の存続期間
- 六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

- 3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第四節 育成者権

(育成者権の発生及び存続期間)

- 第十九条 育成者権は、品種登録により発生する。2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十年（第四十条第二項に規定する品種にあっては、二十五年）とする。

(育成者権の効力)

- 第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専利用権を設定したときは、専利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。
- 2 登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二 その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

3 登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)
第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二 登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種

等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得るその収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。（名称を使用する義務等）

第二十二条 登録品種（登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。）の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合に、当該登録品種の名称（第四十一条第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称）を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用し

てはならない。
(共有に係る育成者権)
第二十三条 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録品種等を利用することができない。

3 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その育成者権について専利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における育成者権の消滅)
第二十四条 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が民法第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 育成者権者である個人が死亡した場合において、その育成者権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専利用権)
第二十五条 育成者権者は、その育成者権について専利用権を設定することができる。

2 専利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を専有する。

3 専利用権者は、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専利用権者は、育成者権者の承諾を得た場合に限って、その専利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。

5 第二十三条の規定は、専利用権に準用する。
(通常利用権)
第二十六条 育成者権者は、その育成者権について他人に通常利用権を許諾することができる。

(先育成による通常利用権)
第二十七条 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者は、その登録品種に係る育成者権について通常利用権を有する。

(裁定)
第二十八条 登録品種等の利用が継続して二年以上日本国内において適当にされていないとき、又は登録品種等の利用が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種等につき業として利用しようとする者は、当該登録品種の育成者権者又は専利用権者に対し通常利用権の許諾につき協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があったときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専利用権者その他その登録品種に関し登録した権利を有する者に対し、文書をもって通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 農林水産大臣は、登録品種等につき利用がされる公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該登録品種等につき利用が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、通常利用権を設定すべき旨の裁定をしてはならない。

5 農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

6 通常利用権を設定すべき旨の裁定においては、通常利用権を設定すべき範囲並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。

7 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者及び当事者以外の者であつてその登録品種に関し登録した権利を有するものに通知しなければならない。

8 前項の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(通常利用権の移転等)

第二十九条 通常利用権は、前条第二項の裁定による通常利用権を除き、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者(専用利用権者についての通常利用権にあつては、育成者権者及び専用利用権者。次項において同じ。)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常利用権者は、前条第二項の裁定による通常利用権を除き、育成者権者の承諾を得た場合に限り、その通常利用権について質権を設定することができる。

3 前条第二項の裁定による通常利用権は、品種の利用の事業とともにする場合に限り、移転することができる。

4 第二十三条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)

第三十条 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録品種等を利用することができない。

2 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、育成者権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録品種等の利用に對しその育成者権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならぬ。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専用利用権者、質権者又は第八條第三項、第二十五條第四項若しくは第二十六條第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、質権者又は第二十五條第四項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第三十二条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

一 育成者権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、放棄による消滅又は処分

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は育成者権の消滅によるものを除く)又は処分

三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

2 前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

3 通常利用権は、その登録をしたときは、その育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権をその後取得した者に對しても、その効力を生ずる。

4 第八條第三項又は第二十七條の規定による通常利用権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

5 通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。

第五節 権利侵害

(差止請求権)

第三十三条 育成者権者又は専用利用権者は、自己の育成者権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは収穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第三十四条 育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 育成者権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に對し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(過失の推定)

第三十五条 他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

(書類の提出)

第三十六条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。

ることが出来る。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)

第三十七条 故意又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害したことにより育成者権者又は専用利用権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、育成者権者又は専用利用権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、育成者権者又は専用利用権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第六節 品種登録の維持及び取消し

(登録料)

第三十八条 育成者権者は、第十九條第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、育成者権者が国であるときは、適用しない。

3 第一項の登録料は、育成者権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める登録料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による第一年度の登録料は、第十八條第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

6 第一項の規定による第二年度以後の各年度の登録料は、前年以前に納付しなければならぬ。

7 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

8 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

(利害関係人による登録料の納付)

第三十九条 利害関係人は、育成者権者の意に反しても、登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(登録品種の調査)

第四十条 農林水産大臣は、登録品種の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、育成者権者又は専用利用権者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

3 第十五条第三項の規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

(登録品種の名称の変更)

第四十一条 農林水産大臣は、登録品種の名称が第四十条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、育成者権者に対し、相当の期間を指定して、当該登録品種について同項各号のいずれにも該当しない名称を提出すべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第四十条第一項各号のいずれにも該当しない名称が提出されたときは、品種登録簿に記載して当該登録品種の名称をその提出された名称に変更しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により登録品種の名称を変更したときは、その旨を、当該登録品種の育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の取消し)

第四十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

一 その品種登録が第三條第一項、第四條第二項、第五條第三項、第九條第一項又は第十條の規定に違反してされたことが判明したとき。

二 品種登録がされた後において、登録品種が第三條第一項第二号又は第三号に掲げる要件を備えなくなったことが判明したとき。

三 品種登録がされた後において、育成者権者が第十條の規定により育成者権を享有することができない者になったとき。

四 第三十八條第五項に規定する期間内に第一年度の登録料が納付されないとき。

五 第三十八條第七項に規定する期間内に登録料及び割増登録料が納付されないとき。

六 第四十條第一項の規定により資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わな

七 前条第一項の規定により登録品種の名称の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わな

二 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る期間

は、当該品種登録に係る育成者権に係る専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならない。

3 前項の期間の主事者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七條第一項の規定により前項に規定する者が当該期間に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時にさかのぼって消滅したものとみなす。

一 第一項第一号又は第四号に該当する場合

品種登録の時

二 第一項第三号に該当する場合 同号に該当するに至った時

三 第一項第五号に該当する場合 第三十八條第六項に規定する期間が経過した時

5 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

6 第一項第四号又は第五号の規定による品種登録の取消しについては、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

第七節 雑則

(在外者の裁判権)

第四十三条 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない者の育成者権その他の育成者権に関する権利については、農林水産省の所在地をもって民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五條第四号の財産の所在地とみなす。

(品種登録についての異議申立ての特則)

第四十四条 品種登録についての異議申立てについては、行政不服審査法第四十五條の規定は適用せず、かつ、同法第四十八條の規定にかかわらず、同法第四十四條第三項の規定は準用しない。

2 品種登録についての行政不服審査法に基づく異議申立ての審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により通知を受けた者が当該異議申立てに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第四十五条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分

二 専用利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

3 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(証明等の請求)

第四十六条 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求

二 品種登録簿の謄本若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

三 品種登録簿又は第五條第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料（農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧又は謄写の請求

(手数料)

第四十七条 前条の規定による請求をする者は、実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(条約の効力)

第四十八条 新品種の保護に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第三章 指定産地

(種苗業者の届出)

第四十九条 種苗業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣

に届けなければならない。ただし、農林水産省令で定める種苗業者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 取り扱う指定種苗の種類

三 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の事項中に変更を生じたときも、また同項と同様とする。

3 前二項の規定による届出は、新たに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内にこれを行わなければならない。

(指定種苗についての表示)

第五十条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所

二 種類及び品種（接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種）

三 生産地

四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項

2 前項第三号に掲げる生産地の表示は、国内産のものにあつては当該生産地の属する都道府県名をもつて、外国産のものにあつては当該生産地の属する国名をもつてこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際しその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必

要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関し種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に對し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

(指定種苗についての命令)

第五十一条 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に對し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に對し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができ。

(指定種苗の生産等に関する基準)

第五十二条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に對し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(指定種苗の集取)

第五十三条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつ

てその対価を支払わなければならない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十四条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に對し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。

(権限の委任)

第五十五条 第五十条第四項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条並びに前条の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第四章 罰則

第五十六条 第二条第四項第一号に掲げる行為を行つた者又は専ら利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十七条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

二 第五十一条第一項又は第二項の規定による処分違反に指定種苗を販売した者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第五十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五十四条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十六条から第五十八条まで又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十一条 第二十二條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例)

第二条 改正後の種苗法（以下「新法」という。）第二条第六項に規定する重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(旧法の規定による出願に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第七条第一項の規定による登録の出願がされている品種については、当該出願の日（以下「出願日」という。）に新法第五十一条第一項の品種登録出願がされたものとみなす。この場合において、新法第四條第二項中「品種登録出願の日から一年さかのぼった日前」とあるのは「この法律が施行されたとき」と、新法第十三條第一項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき」と読み替へるものとする。

はその出願品種が種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第一条の第二項に規定する農林水産植物の種苗に属する品種でないとき」と読み替へるものとする。

2 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、前項の規定により新法第五

五條第一項の品種登録出願がされたものとみなされた品種についての出願者に対し、相当の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。この場合において、新法第十二条第二項中「前項」とあるのは「附則第三條第二項」と、新法第十三條第一項中「品種登録出願を受理したとき（前條第一項）」とあるのは「この法律が施行されたとき（附則第三條第二項）」と読み替えるものとする。

（旧法の規定による品種登録に関する経過措置）
第四條 この法律の施行の際現に旧法第十二條の第四條第一項の規定による品種登録を受けている品種で同條第二項の有効期間が満了していないものについては、当該期間が満了するまでの間は、その品種について新法第十九條第一項の規定による育成者権が発生しているものとみなす。この場合において、新法第三十八條第一項中「第十九條第二項に規定する存続期間の満了までの各年」とあるのは、「種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十二條の四第二項の有効期間が満了するまでの各年」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現に旧法第十二條の五第二項第七号に該当している使用者等又はその一般承継人については、新法第八條第三項の規定による通常利用権を有するものとみなす。

3 第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現に旧法第十二條の五第二項第七号に該当している使用者等又はその一般承継人については、新法第八條第三項の規定による通常利用権を有するものとみなす。

（品種の名称に関する経過措置）
第五條 附則第三條第一項の規定により新法第五條第一項の品種登録出願がされたものとみなされた品種のうち、商標法の一部を改正する法律

（平成三年法律第六十五号）の施行前に旧法第七條第一項の規定による登録の出願があつたものについては、新法第四條第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第四号」と、新法第十六條第一項中「第四條第一項各号のいずれか」とあるのは「第四條第一項第一号、第二号又は第四号」と、新法第四十四條第一項中「第四條第一項第二号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四條第一項第二号又は第四号」と読み替えるものとする。

2 前條第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種のうち、商標法の一部を改正する法律の規定による登録の出願があつたものについては、新法第四十四條第一項中「第四條第一項第二号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四條第一項第二号又は第四号」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける品種の名称を表示する商標の当該品種の種苗についての使用については、商標法の一部を改正する法律による改正後の商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一項の規定の適用を受ける品種について登録がされないことが確定したときは、この限りでない。

（施行前に育成された品種に関する経過措置）
第六條 新法第二十二條第二項第一号に該当する品種であつて、この法律の施行前に育成されたものについては、同項の規定にかかわらず、同項の育成者権者の権利は及ばないものとする。

2 前項の規定の適用を受ける新法第二十二條第二項第一号に該当する品種については、新法第十四條第一項の規定にかかわらず、その利用に対する補償金の支払を請求することができないものとする。

（農業を営んでいる者についての経過措置）
第七條 この法律の施行の際現に登録品種等の種苗を用いて農業を営んでいる者で新法第二十一

條第二項の政令で定めるものに該当するものについては、当該種苗を最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種等の種苗とみなして、同項の規定を適用する。

（登録料に関する経過措置）
第八條 この法律の施行前に旧法第十二條の十二第二項の規定により納付された各年分の登録料は、新法第三十八條第一項の規定により納付された当該各年分の登録料とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二條の四第一項の規定による品種登録を受けた品種であつてこの法律の施行の際旧法第十二條の十二第四項に規定する期間が経過してないものに係る第一項の登録料については、新法第三十八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定種苗に関する経過措置）
第九條 この法律の施行の際現に旧法第一條の二第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている種苗は、新法第二條第五項の規定により農林水産大臣が指定した種苗とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第二條第一項及び第二項の規定による届出をした者（農産種苗法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十九号）附則第三條の規定により旧法第二條第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなされた者を含む）は、新法第四十九條第一項及び第二項による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三條第三項の規定により定められている基準は、新法第五十條第三項の規定により定められた基準とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三條第四項の規定によりされた勧告は、新法第五十條第四項の規定によりされた勧告とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定により定められている基準は、新法第五十二條第一項の規定により定められた基準とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第五條第二項の規定によりされた勧告は、新法第五十二條第二項の規定によりされた勧告とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（破産法の一部改正）
第十二條 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

（相続税法の一部改正）
第十三條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

（商標法の一部改正）
第十四條 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

（印紙税法の一部改正）
第十五條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

（登録免許税法の一部改正）
第十六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（育成者権）
第十七條 第一項中「回路配置利用権」の下に「育成者権」を加える。

別表第一第十四号の二の次に次の一号を加える。

第九條 この法律の施行の際現に旧法第十二條の四第一項の規定による品種登録を受けた品種であつてこの法律の施行の際旧法第十二條の十二第四項に規定する期間が経過してないものに係る第一項の登録料については、新法第三十八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定種苗に関する経過措置）
第九條 この法律の施行の際現に旧法第一條の二第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている種苗は、新法第二條第五項の規定により農林水産大臣が指定した種苗とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第二條第一項及び第二項の規定による届出をした者（農産種苗法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十九号）附則第三條の規定により旧法第二條第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなされた者を含む）は、新法第四十九條第一項及び第二項による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三條第三項の規定により定められている基準は、新法第五十條第三項の規定により定められた基準とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三條第四項の規定によりされた勧告は、新法第五十條第四項の規定によりされた勧告とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定により定められている基準は、新法第五十二條第一項の規定により定められた基準とみなす。

十四の三 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）

(一) 育成者権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (二) 専利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録 (三) 育成者権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録 (四) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (五) 信託の登録 (六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。） (七) 登録の抹消	育成者権の件数 育成者権の件数 専利用権又は通常利用権の件数 債権金額	一件につき三千円 一件につき九千円 一件につき九千円 千分の四
	育成者権、専利用権又は通常利用権（以下この号において「育成者権等」という。）の件数	一件につき千五百円
	育成者権等の件数	一件につき三千円
	育成者権等の件数	一件につき三千円
	育成者権等の件数	一件につき千円

（農林水産省設置法の一部改正）
第十七条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）」を「種苗法（平成十年法律第 号）」に改める。

平成十年五月十九日印刷

平成十年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局